

2024年12月1日
株式会社サンテック

返 戻 金 制 度 に 関 す る 取 り 決 め

1. 紹介手数料

(1) 【期間の定めのない雇用契約の場合】

6 か月に支払われる賃金の30% および消費税相当額

(2) 【期間の定めのある雇用契約の場合】

雇用契約期間中（雇用契約が6 か月を超える場合は、最大6 箇月分）に
支払われる賃金の30%を超える および消費税

2. 紹介手数料の支払時期

(1) 1 回目：入社日から起算して2 週間、当該求職者が就業していた時に
紹介手数料の約60%分

(2) 2 回目：入社日から起算して1 箇月間、当該求職者が就業していた時に
紹介手数料の約30%分

(3) 3 回目：入社日から起算して2 箇月間、当該求職者が終了していた時に
紹介手数料の約10%分

3. 紹介手数料の払い戻し

(1) 紹介手数料支払後に、当該求職者が紹介手数料支払の対象となる日よりも
前に退職したことが判明した場合は、支払われた紹介手数料の全額について
払い戻すこととする。

4. 事業所情報

許可番号	23- -
事業所の名称	株式会社サンテック
事業所の所在地	愛知県知立市山屋敷町板張33番地

5. その他

(1) 紹介手数料は、紹介する業務の内容により変更する場合がある。

以 上